議案第１１０号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を求める。

１　施設の名称　　小田原市総合文化体育館・小田原アリーナ、城山陸上競技場、小田原テニスガーデン及び小峰庭球場

２　指定管理者　　小田原スポーツ・文化運営企業体

代表者　株式会社スポーツプラザ報徳

代表取締役　安　藤　　剛

小田原市堀之内４５８番地

３　指定期間　　令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

令和　８　年１１月２５日提出

小田原市長　加　藤　憲　一